

1. 法人税

❖ 法人所得税の課税所得を確定するときに控除できる支払い遅延による利子費用

2023年12月5日付けビズオン省税務局発行の公文書・第32079/CTBDU-TTHT号によれば、商品売買契約内の規定に従う支払遅延による利息費用は、法人所得税の課税所得を確定する際に控除可能な費用に算入される。

❖ 本社の所在地とは異なる場所に工場を有する企業に対する法人所得税の配分

2023年9月12日付け、ハノイ市税務局発行の公文書・第65973 / CTHN-TTHT号によると以下の内容になる。

本社が在る省の地域外に製造工場を持ち、本社で集中的な会計を行う企業は、本社の管轄税務機関に納税申告書を提出する。

したがって、会社は法人所得税を次のように分配する。

- 法人所得税の決算は生産・事業活動全般に対しては、03/TNDN フォームにより行い、収入の発生地域に応じて法人所得税を分配する場合は、03-8/TNDN および通達・第80/2021/TT-BTCのフォーム03-8B/TNDN号の分配表を添付し、直接管轄する税務機関に提出する。
- 各工場の在る地域で分配された収入源を享受する各省ごとに納税しなければならない税額に基づいて納税する。

2. 付加価値税

❖ 付加価値税を2024年1月1日から2024年6月30日まで軽減する。

議決・第110/2023/QH15号に基づく付加価値税軽減政策に関する2023年12月28日の政令・第94/2023/NĐ-CP号によると、以下の内容になる。

それにより、10%の税率で課税されている商品およびサービスの付加価値税を軽減するが、政令・第94/2023/NĐ-CP号に添付された付録I、II、IIIに記載されている商品およびサービス群を除く。

控除方式に基づいて付加価値税を計算している事業所に対しては、付加価値税率8%が適用される。

収入に対して%比率方式によって付加価値税を計算している事業所（個人事業主や個人企業も含む）に対しては、請求書の発行時に付加価値税を計算するための割合を20%減額して適用する。

❖ 付加価値税の未記載請求書を追加申告する方法の案内

2023年11月6日付け、税務総局発行の公文書・第4955/TCT-KK号によると以下の内容になる。

税務当局が税金の還付前に検査結果を発行した後、企業が期間内で購入した商品、サービスの一部の付加価値税請求書を見落としした場合、企業は追加の税務申告を提出することができる。

- 追加申告により納税額が増加、控除額もしくは免税額が減少、または還付された税金が減少した場合、企業は税務管理違反で行政処罰を受ける。
- 逆に、納税額が減少したり、控除額もしくは免税額が増加したりした場合、または返還された税金が増加した場合、企業は税務申し立ての解決手続きの規定に従って実施する。

❖ 旧規定に基づいて発行された請求書の代替請求書を作成する手順に関する案内

2023年10月30日付け、ハノイ市税務局発行の公文書・第77225/CTHN-TTHT号によると以下の内容になる。

会社が2020年10月19日の政令・第123/2020/NĐ-CP号に基づき、顧客に電子請求書を送信し、顧客または販売者が請求書に記載された金額や税率、税金に誤りがあることを発見した場合、会社は、政令・第123/2020/NĐ-CP号の第9条第2項bにある案内に従い、既存の電子請求書に修正をした請求書を作成するか、誤りのある電子請求書の代わりに新しい電子請求書を作成することを選択できる。

2010年5月14日付けの政令・第51/2010/NĐ-CP号、2014年1月17日付けの政令・第04/2014/NĐ-CP号、および財務省の各案内文書に基づいて発行された請求書に誤りがある場合、売り手と買い手は誤りを明確に記載した同意書を作成する必要がある。売り手は、政令・第123/2020/NĐ-CP号に添付されたフォーム第04/SS-HĐĐT号に従って税務機関に通知し、2021年9月17日付け財務省の通達・第78/2021/TT-

BTC 号に従って、誤りのある請求書を置き換えるための新しい電子請求書を発行する必要がある。

❖ **付加価値税申告書の証明書を除外し還付を受けた場合、追加申告はできない。**

2023 年 12 月 21 日付け、税務総局発行のオフィシャルレター・第 5847/TCT-KK 号によると以下の内容になる。

会社が輸入品の付加価値税申告書に記載していない証明書を見落とした場合、会社はその証明書を見落とした期間の税金の申告を行い、税務当局が審査し、税金の還付を決定した場合、企業は追加の税金申告書を提出することはできない。

❖ **電子請求書の調整および代替の付加価値税申告書の申告**

2023 年 10 月 4 日付け、クアンナム省税務局発行のオフィシャルレター・第 7445/CTQNA-KK 号によると以下の内容になる。

企業は、過去の期間における誤ったまたは未申告の仕入れの付加価値税請求書を発見した場合、各税申告書に追加申告を提出することができる。追加申告が単に課税期間中の付加価値税額を増減させ、次の課税期間への転記可能な付加価値税（指標 43）に影響する場合、企業は差額の付加価値税額を「減額調整」（指標 37）または「増額調整」（指標 38）として申告しなければならない。これは、現在の課税期間の初回税申告書に記載される。

3. 個人所得税

❖ **労働者に支払われた給与から徴収された個人所得税、労働組合基金からの支出に対する個人所得税**

2023 年 10 月 16 日付け、ハナム省税務局発行のオフィシャルレター・第 3010/CTHNA-TTHT 号によると以下の内容になる。

従業員への支出（中秋節、国際女性デーなど）が労働組合基金から支払われ、2012 年 6 月 20 日の労働組合法第 27 条で規定された任務を満たす場合、その支出は給与や賃金からの源泉所得税の課税対象外となる。これらの条件を満たさない支出は、給与や賃金からの源泉所得税の課税対象となる。

❖ **外国人専門家の個人所得税**

2023 年 10 月 19 日付け、ビンズン省税務局発行のオフィシャルレター・第 24509/CTBDU-TTHT 号によると以下の内容になる。

ベトナムに滞在している外国人専門家がベトナムに居るのが 1 年間で 183 日未満であれば、ベトナム

に居住していない個人として認定され、個人所得税の税率は 20% であり、ベトナムに出国する際に税金の確定申告は必要ない。

居住状況の変更により、支払った税金と支払うべき税金の金額が異なる場合、企業は 2020 年 10 月 19 日の政令・第 126/2020/NĐ-CP 号の第 7 条に定められた規定に従い、月/期の追加の納税申告書を提出する。

個人は、過剰に支払った税金の還付を受けたいのであれば、財務省の通達・第 80/2020/TT-BTC 号の第 42 条に在る案内に従って還付手続きを行う必要がある。

4. 外国契約者税

❖ **外国契約者税の申告書を提出しない行為は、行政処罰または刑事責任の追及の対象となる可能性がある。**

2023 年 7 月 11 日付け、税務総局発行のオフィシャルレター・第 2865/TCT-PC 号によると以下の内容になる。

税務申告者が外国契約者税の税申告書を納付しない場合、2020 年の政令・第 125/2020/NĐ-CP 号の第 17 条 1 項 a の規定に基づいて脱税行為として確定され、その行為は誤った申告行為として転換されない。これはまた、税務申告者が行政的な税務脱税行為に対する処罰を受けるか、法律によって刑事的な責任を問われる可能性があることを意味する。

❖ **請負契約に対する税率の決定方法に関する案内**

2023 年 10 月 23 日付け、税務総局発行のオフィシャルレター・第 4666/TCT-CS 号によると以下の内容になる。

財務省オフィシャルレター・第 200/2014/TT-BTC 号の第 69 条 1 項 1.3 の規定に基づき（通達・第 53/2016/TT-BTC 号の第 1 条 3 項により改正されている）、会計簿に記入し財務報告書を作成及び提出する目的で、会社は外国の契約者に代わって税金を支払う場合で、契約金額に税金が含まれているかどうかを特定し、適切な為替レートで会計処理を行う必要がある：

- 外国請負業者に対する外国契約者税契約において、ベトナムの企業が支払うべき債務の場合、実際の取引レートは、企業がお客様に支払いを指定する商業銀行の購入レートで取引時点におけるものとなる。
- 外国契約者による税務契約において、資産価値または未払いの外国請負業者からの費用が計上される場合、実際の取引レートは、企業が取引

を予定している商業銀行の販売レートで取引時点におけるものとなる。

- 外国契約者による税務契約において、資産価値または外国請負業者からの費用が即座に外貨で支払われる場合、実際の取引レートは、企業が支払いを行う商業銀行の購入レートで取引時点におけるものとなる。

納税者は、財務省の 2021 年 9 月 29 日付け通達・第 80/2021/TT-BTC 号の第 47 条の規定に従って調整申告を行う。

5. インボイス

❖ 徴税義務を強制的に課されている企業に対する請求書の発行に関する案内

2024 年 1 月 9 日付け、税務総局発行のオフィシャルレター・第 91/TCT-QLN 号によると以下の内容になる。

企業が税金の強制徴収により、商品やサービスを異なる顧客に提供している請求書の使用を停止する場合、電子請求書の発行を要求する際には、税務機関のコードが各発生ごとに含まれるよう提案される。企業は一度に複数の電子請求書を使用す

ることが提案され、企業は規定に従って納税を行うか、政府の 2020 年 10 月 19 日付け政令・第 126/2020/NĐ-CP 号の第 34 条 4 項 d に規定された通り、使用された請求書の売上高の 18% を納税しなければならない。

6. 労働

❖ 社会保険料の支払い額を計算する際の 2024 年上半期の外貨為替レート

2024 年 1 月 2 日付け、ホーチミン市社会保険局発行のオフィシャルレター・第 02/BHXH-TST 号によると以下の内容になる。

それによれば、2024 年 1 月 1 日から 2024 年上半期の 6 ヶ月間、労働契約に記載された給与や賃金が外貨で支払われる労働者に対する、ベトナムドンに換算される外貨の為替レートは 1 USD あたり 23,848 ベトナムドンである。この為替レートは、政令・第 115/2015/NĐ-CP 号に従って社会保険料を計算する時、外貨で支払われる給与をベトナムドンに換算するために使用される。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。